

監委公告第 1 号  
平成 29 年 1 月 18 日

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 高 島 剛 一

#### 監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成27年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

経済観光局 産業部 経済政策課  
都市建設局 土木部 河川課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;予定価格調書の未開封について&gt;            契約事務の執行において、次の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・U I J ターン就職面接会業務委託（随意契約）の契約事務に当たって、予定価格調書が開封されていなかった。（経済政策課）</li> <li>・河川清掃業務委託（随意契約）の契約事務に当たって、予定価格調書が開封されていなかった。（河川課）</li> </ul> <p>予定価格とは、契約金額の目安としてあらかじめ設定される価格である。契約を締結するためには、見積金額が予定価格の範囲内でなければならないことから、設計金額や実績などから、担当者は予定価格がある程度想定できるとはいえ、予定価格は必ず確認しなければならない。したがって、契約事務の中でこの確認を怠って契約の相手方の決定以降の事務へ進むことは不適切である。</p> <p>今回の監査において、未開封の予定価格調書を開封し、予定価格の範囲内での契約であったことを確認することはできたが、今後は必ず予定価格調書を開封し、決裁権者の責任として確認を行うことにより、適正な契約事務の執行となるよう努められたい。</p>	<p>（経済政策課）            監査指摘後、予定価格調書を開封し、見積金額が予定価格を下回っていることを確認した。以後は随意契約の場合でも必ず複数人で開札することとし、確認時に執行権者と立会職員の確認印並びに、決裁権者までのライン職の確認の徹底を図った。</p> <p>（河川課）            今回の指摘を受け、課内全職員が参加した会議を行い、指摘事項についての内容を周知するとともに、契約事務マニュアルのチェックシートを活用することで再発防止に取り組んでいくことを周知した。</p> <p>また、予定価格調書の取扱については、契約事務マニュアルに基づき、決裁権者の責任において開封・確認する。</p>	<p>（経済政策課）            平成28年1月25日</p> <p>（河川課）            平成28年4月1日</p>

平成27年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;予定価格に関する誤りについて&gt; 生活習慣病等対策事業臨床検査業務委託契約において、予定価格が予算額を超えて設定されていた。また、複数単価契約である校区単位の健康まちづくり事業臨床検査業務委託契約において、3品目中2品目が予定価格を超えた契約となっていた。</p> <p>契約を締結するに当たっては、その金額は予算額の範囲内である必要があることから、当然予定価格も予算額の範囲内で設定されることとなるため、適正に処理されたい。また、複数単価契約において、予定価格が単価で設定されている場合、数種類ある単価の全てが設定された予定価格の範囲内でなければ契約締結することはできない。</p> <p>このことから、予定価格の設定においては、設定手法の見直しや工夫を行うなど適切な契約事務の執行となるよう努められたい。</p>	<p>平成28年2月に契約事務及び会計事務について課内研修を実施し、特に予定価格の設定について、契約事務マニュアルを再度確認し、ミスの再発防止に努めた。また、平成28年3月から、その他の事項に関しても、各種マニュアルとチェックリスト等を活用し、決裁時に記載内容を複数人で確認・点検し適切な事務処理を行うよう徹底した。</p>	<p>平成28年2月29日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;資金前渡の未精算について&gt;</p> <p>当事務所が管理する公用車の車検の際に納付する自動車重量税（以下「重量税」という。）について、前渡金で20,500円を準備し、平成27年9月17日に車検を依頼した自動車会社へ預けた。</p> <p>同月24日に重量税が納付された際、対象車両の減免措置により8,000円の不用額が発生したとの連絡があったため、返還を依頼したが、自動車会社の事情を考慮し、現金ではなく納付書による返還方法によることとなった。</p> <p>自動車会社は同年10月15日に入金していたが、当事務所が入金の事実を把握していなかったことから、今回の監査時点（平成28年1月14日、18日、19日）において、精算事務が行われていなかった。</p> <p>当初の前渡金20,500円は車両管理課（現：管財課）による掲示（車検予定車一覧）を参考としたものであるが、その掲示は当事務所の車検実施の約1箇月前には行われており、重量税額を含めた内容確認を行う期間があったにもかかわらず、確認が不十分だったことにより不用額が発生した。資金前渡により支出を行う際は、不用な現金を支出することのないよう、支出額の確認を確実に行われたい。</p> <p>また、会計規則第34条において、通常の前渡の場合には用務終了後7日以内に精算することとなっているが、この事案においては、速やかに精算事務を行うべきという意識が欠如しており、不用額が入金されてから約3箇月もの間、未精算の状態となっていた。入金には財務システムで確認できることから、今後は確認事務を怠らず、適切な期間内において精算事務を行われたい。</p>	<p>資金前渡の未精算については、車両管理課（現：管財課）による車検予定車一覧に掲示された自動車重量税等の確認及び自動車会社からの入金等の財務システムでの確認を行っていなかったことによるものなので、資金前渡の精算事務について、各班で処理簿を作成するとともに財務システムでの処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>また、会計総室が全庁掲示板で未精算一覧を掲示したにもかかわらず、精算事務を行ってなかったことについても、朝礼で事務処理の漏れのないよう注意喚起することで、職員全体への意識付けを行い、今後同様の事案が発生しないよう努めている。</p> <p>資金前渡の場合の精算など事務処理について、所内で周知徹底を行い、毎月の未精算一覧を必ず確認するよう対応している。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;長期継続契約における不適切な契約事務について&gt;</p> <p>電話機器賃貸借契約において、この契約が長期継続契約であるにもかかわらず、予定価格は、契約期間（60箇月）の総額で設定されていた。また、契約額（月額）から契約期間の総額を算出した場合、その金額が予定価格を超過していた。更に、徴取された見積書の内容が統一的なものとなっていなかったことから、本来比較すべきリース時の価格の比較ができなかった。</p> <p><b>【見積書の内容】</b></p> <p>○A社 月額 7,484円（リース時の月額）・・・契約額である。                  購入代金 366,919円</p> <p>○B社 月額 記載なし（リースに関する記載なし）                  購入代金 413,245円（購入代金を月割りとすると6,887円となる。）</p> <p>長期継続契約においては、予定価格を月額又は年額により設定し、価格比較は、予定価格に応じて月額とした場合は月額、年額とした場合は年額により行われたい。よってこの事案の場合も、月額が明確となるような見積書の作成及び提出を依頼し、価格比較を行うべきものである。今後は、適正な事務の執行となるよう努められたい。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、再発防止に向けて、契約事務マニュアルを活用した勉強会を開催し、長期継続契約は通常の契約と異なり、予定価格が契約単位に応じて月額又は年額になることや、見積書の内容や金額、積算等、契約を締結するうえで確認すべき項目について、職員に周知するとともに、決裁時におけるチェックリストの活用等によるチェック体制の強化を図った。</p> <p>今後も所内において勉強会を継続して開催し、職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>なお、価格比較については、改めて見積書を徴取し、リース月額での比較を行い、契約相手方の見積額が安価であることを確認した。</p>	<p>平成28年2月29日</p>

平成27年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

西区役所 区民部 まちづくり推進課 西部まちづくり交流室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;切手の管理の不徹底について&gt;</p> <p>監査時（平成28年2月10日）に切手の現物と受払簿の残数を確認したところ、82円切手62枚（残数全て）が突合できなかつたため、室内をくまなく探したが見つからず、結果として紛失ということで処理するに至った。</p> <p>監査前（同月3日）に担当者が確認を行った時点では、82円切手が62枚あることを確認していたとのことであつた。切手等の金券類の保管については、施錠できるキャビネットで行われてはいたが、同じキャビネットで個人情報に係る書類等も保管されていたことから、金券を使用するとき以外にもほかの職員も鍵を開ける状況でもあつた。また、キャビネットの鍵はキーボックスに保管されており、そのキーボックスは始業時に室長が開錠し、終業時は夜間業務を担当する嘱託職員が施錠して所定の場所に保管する方法により管理されていた。</p> <p>適切な金券の管理方法として、施錠できるキャビネットに保管するなど一応の対策は講じられていたものの、キーボックスが部外者でもすぐ目につくような場所に設置されているなど、いくつかの改善可能な事項も見受けられたことから、今後は、より厳格な管理方法について検討され、再び紛失等が発生しないよう努められたい。</p>	<p>切手を紛失したことについては、熊本市物品会計規則第43条に基づき、物品亡失毀損報告を行った。また、再発防止に向けて、毎日または外部への持ち出し時の残数確認や、キーボックスの保管場所の変更など、管理方法の検討を改めて行い、これからの取扱いについて職員への周知・徹底を行った。</p>	<p>平成28年2月10日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;手数料日計表の日付の不備等について&gt;</p> <p>窓口における各種証明書等の発行手数料収入の根拠書類となる手数料日計表に、日付の記載がないものが散見された。また、手数料日計表の日付と添付されているレジ集計表の日付が異なるものがあった。</p> <p>手数料日計表は、その日一日の収入を一覧にしたものであり、日付が漏れたり誤ったりしては、まったく意味をなさないものとなる。また、窓口収納の手数料の調定期間は、窓口で収納した日であることから、調定の時期を決定するに当たり、日付は特に重要な事項である。このようなことから、日付の重要性を認識し、記載漏れや誤りがないよう十分な注意を払われたい。</p>	<p>手数料日計表に日付の記載がないものには日付を記入し、手数料日計表の日付と添付されているレジ集計表の日付が異なるものは見え消し修正し訂正印を押印した。また、手数料日計表とレジ集計表の日付については、毎日、主査、補佐、課長の確認を徹底している。</p>	<p>平成28年2月3日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>旅費の算定誤りについて</p> <p>旅費については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例等に基づき、適正に支給しなければならないが、作成された旅費計算内訳書が誤っていたため、旅費が過小又は過大に支給されていた。</p> <p>旅費計算内訳書は、原則として熊本市職員等の旅費計算等委託業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）が作成するものであるが、作成を依頼した課においては、当然、その内容を精査すべきである。今後は、受託事業者から提出された旅費計算内訳書の精査を行い、旅費の適正な支給に努められたい。</p>	<p>旅費の追加支給については対応済。</p> <p>今後は、熊本市職員等の旅費計算等委託業務受託事業者により作成された旅費計算内訳書について、熊本市職員等の旅費支給に関する条例等に基づき、まず担当者により詳細にチェックを行い、主査において再度精査し、旅費の適正な支給に努めていく。</p>	<p>平成27年 12月16日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>謝礼金の公金外処理について</p> <p>教育実習生（以下「実習生」という。）の受入に伴い大学から支払われた実習謝礼金が、校長口座に入金され、公金外で処理されていた。</p> <p>現在、謝礼金の使途は、実習生の受入を行う学校の校長の判断に委ねられて、実際には、実習生が使用する事務用品の購入等に充てられている。しかし、実習生の受入は、大学からの依頼を受けて市の業務として行うものであることから、謝礼金は、公金として取り扱い、市の歳入として処理することが妥当である。</p> <p>また、教育委員会事務局においては、このような事案は中学校等でも想定されることから、市として統一的な見解を示し、実習謝礼金の適切な取扱について徹底されたい。</p>	<p>各学校の教育実習生受入に際して慣例的に行われている実習謝礼金の受領については、各小・中学校長会と教育委員会事務局との間で協議を行い、謝礼金の積算が実費相当額であるか不確で、指導にかかる教員への謝礼とも取られかねないことから、小学校、中学校とも一切受け取らないという統一した取扱を行うこととした。</p> <p>今後は、実習生が使用する事務用品等については学校予算で購入することとし、また実習生の使用する教材費等の実費については実習生本人が負担することとする。</p>	<p>平成28年 4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>旅費の算定誤りについて</p> <p>旅費については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例等に基づき、適正に支給しなければならないが、作成された旅費計算内訳書が誤っていたため、旅費が過小又は過大に支給されていた。</p> <p>旅費計算内訳書は、原則として熊本市職員等の旅費計算等委託業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）が作成するものであるが、作成を依頼した課においては、当然、その内容を精査すべきである。今後は、受託事業者から提出された旅費計算内訳書の精査を行い、旅費の適正な支給に努められたい。</p>	<p>旅費計算内訳書は、原則として熊本市職員等の旅費計算等委託業務受託事業者が作成するものであるが、作成を依頼した本室においての内容精査が十分に出来ていなかった。</p> <p>過大支給された旅費は返納した。</p> <p>また、その後は受託事業者から提出された旅費計算内訳書の精査を行っており、今後も旅費の適正な支給に努めていく。</p>	<p>平成28年 1月22日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;工事における視覚障がい者への配慮不足について&gt;</p> <p>・工事名 平成26・27年度 市民会館前庭路面外構工事</p> <p>・工事期間 平成27年1月28日から平成27年3月27日まで 平成27年6月3日から平成27年7月31日まで</p> <p>両工事は、植栽の根張りなどにより破損や隆起した市民会館前庭のタイル舗装の一部を2箇年に分けて改修するものである。</p> <p>この工事において、視覚障がい者誘導用点字ブロックの経路を工事用バリケードで遮断する期間があった。</p> <p>しかしながら一般通行者の迂回路を確保し工事時間内に交通誘導員を配置したのみで、仮設点字ブロックの迂回路の設置など代替措置が可能だったにもかかわらずこれを行っていなかったため、視覚障がい者にとって夜間や休日等は危険な状況のままであった。</p> <p>既存の安全にかかわる機能を工事で一時中断する場合、その機能の代替措置を講じることは第三者の安全確保の観点から極めて当然のことである。</p> <p>またいわゆるバリアフリー法において、市民会館の場合には敷地内通路等の改修の際に、法律で定めた基準に適合させるよう努めなければならないと規定されていることもあり、当会館の利用状況を考慮すれば工事期間中に仮設点字ブロック等を設置すべきであった。</p>	<p>指摘を受け、仮設物の設置により点字ブロックを遮断する等、視覚障がい者への安全対策が妨げられる場合については、仮設点字シートを用いて仮設物を迂回させる等の措置を講ずるよう、2月4日に開催した課内の主査級以上を対象とした会議及び4月4日に開催した課内の全職員を対象とした会議において、周知・徹底した。</p> <p>今後は、設計や施工における要配慮者の視点に立った対応を更に心掛けるとともに、現在改定作業を行っている営繕マニュアルの内容や照査項目にも反映させ、対応に漏れがないようにする対策を講ずることとする。</p>	<p>平成28年4月4日</p>

<p>これまで道路と比べ敷地内においては点字ブロック改修の機会が少なく、工事中の点字ブロックの必要性に対する認識が不足していたと思われる。</p> <p>点字ブロックは、現在位置、障害物の認知、目的物の方向など、視覚障がい者にとって必要な様々な情報を補完し、歩行を手助けする極めて有効なものであることを改めて認識し、工事において点字ブロックを遮断する必要がある場合、設計において有効な代替措置を計画するとともに、施工においても状況に応じた十分な対策を実施するよう努められたい。</p>		
--	--	--

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;地権者の同意を得ずに実施した安全施設の設置について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名 市道 島田城南橋線外交通安全施設整備工事</li> <li>・工事期間 平成27年6月30日から平成27年8月31日まで</li> </ul> <p>本工事は、道路における老朽化した車線分離標、道路反射鏡、各種道路標示などの交通安全施設の整備を行うことにより、交通の安全を確保するためのものである。</p> <p>車両の前照灯の灯りを反射して道路端を認識させるための視線誘導標3本を、道路敷地外に設置されたコンクリート製農業用水路の側壁天端上に、これを所有する土地改良区の事前の同意を得ないまま設置していた。</p> <p>当該土地改良区とは、従来から周辺の農業施設や道路などの整備と維持管理に関し協力して一体的な対応を行っており、本工事についても基本的な内容についてはその了解を得ていた。</p> <p>しかしながら、用水路の側壁天端上に構造物を設置することについては、これまでも慣例的に事前の同意を得ないまま行っていたことから、本工事においても改めて水路敷きの占有や穿孔を施す水路壁の補強の必要性に関する十分な検討や協議を行わないまま工事を終了していた。</p> <p>そもそも他人の土地を占有し、更にその所有物を加工して工作物を設置する場合、当然にしてその必要性に関する十分な検討や地権者等との事前協議を行う必要があり、従来からの土地改良区との良好な関係に基づいた判断であったとしても、これまでこれら基本的な事項を行わないまま工事を実施してきたことは、工事の手順として適切ではないことから、その改善を図りたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、再発防止を図るため、工事施工箇所の所有者の確認なども含めたチェックリストを新たに作成し、担当者や担当主査などによるチェックを行うこととした。</p> <p>また、監査後、今回の工事で設置した視線誘導標に関して所有者である緑川土地改良区と協議を行い、今後は、同様の案件が生じる場合には必ず事前に協議を行うこととし、今回設置した視線誘導標3本については移設せず、設置基礎部分も含め熊本市がその維持管理を行うことでの了承を得た。</p>	<p>平成28年5月20日</p>

平成27年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

南区役所 区民部 総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;予算の執行について&gt;</p> <p>南区いきいきフェスタは、南区の魅力内外へ情報発信するとともに、地域間交流による賑わいを創出し、区の一体感の醸成を図ることを目的に、地域団体等と行政との協働によるイベントが平成26年11月23日に開催されたものである。</p> <p>この予算の執行の中で、平成27年2月2日の実施伺いにより広報啓発物品としてフードインコート（スタッフ用ジャンパー）等541,728円が購入されていた。当物品は次年度事業以降に使用するため購入したものであり、当該年度事業では全く使用されていなかった。また、予算の執行にあたっては、決裁されることなく予備費等から流用され執行されていた。このことから、決算書において当物品代を支出した一般需用費の決算額が、予算額よりも大きく超過したものとなっていた。他の一部の科目においてもこのような状況が見受けられた。さらに、当物品代の支出において、規約により会計期間が平成26年8月20日から平成27年3月31日までとなっているにもかかわらず、会計期間を過ぎて支払われており、なおかつ、平成27年3月31日に実施された監事による監査報告においても適正なものとされ、十分な監査が行われていなかった。</p>	<p>フェスタ実施に伴う事業費として必要な予算を計上するとともに、当該予算を上回る支出が見込まれる場合には実行委員会により補正予算の承認を受け、会計期間内での支出となるよう適正な事務処理に努めている。</p> <p>また、監査についても、監事指名の際には監事の役割や監査項目等内容を説明し、十分認識させ、実効性のある監査になるよう努めている。</p>	<p>平成28年2月29日</p>

<p>当事業の実施にあたって、本市からの負担金は、当該年度事業における必要な経費の財源として交付されるものである。次年度事業以降に使用するフードインコート等の購入については不適切であり、本来ならば使用する年度の事業予算に計上し、執行すべきであった。</p> <p>予備費等の流用については、実施伺いにその内容を記載することや熊本市公金外現金取扱要綱の規定に従い予算を補正するなどの手続きを取られたい。</p> <p>また、支払いについても規約に定める会計期間内に完了されたい。</p> <p>最後に、監事を指名する際はその役割を充分認識させ、実効性のある監査になるよう図られたい。</p>		
--	--	--

平成27年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;受講料の領収書作成及び収支決算書への計上について&gt;</p> <p>くまもと工芸会館では、条例に定める工芸に係る創作活動の促進に関する業務として、工芸体験教室及び季節の工芸教室や1年間を通して行われる年間工芸教室を実施している。その際に、受講料を徴収しているが、受講者に対して領収書を作成されていなかった。</p> <p>また、受講料について収支予算書に参加費として収入の部に計上されているが、収支決算書には計上されていなかった。</p> <p>なお、このような状況であるにもかかわらず、平成26年度指定管理者管理運営評価の収支状況では「会計処理は適切に実施されていると認められる。」と評価されていた。</p> <p>受講料を徴収したときは、相手に対して領収書を交付されたい。また、参加費については、協定書の業務仕様の中で「実費相当額とし、指定管理者の収入とする。」と記載があることから、指定管理者の収入とされ収支決算書に計上されたい。さらに、指定管理者の管理運営評価については、安易に評価せず、モニタリング結果や指定管理者から提出された事業報告書等を精査し、必要に応じて改善指導を行うなど適切に実施されたい。</p>	<p>受講料の領収書については、左記の指摘後、受講者に対して速やかに領収書を発行するよう措置を行った。</p> <p>また、受講料の収支決算書への計上についても、平成27年度決算書への計上が行われていることを確認した。</p> <p>さらに、平成28年度のモニタリングでは、左記の指摘事項に留意し指定管理者からの提出物の精査を行っている。</p>	<p>平成28年4月28日</p>

平成27年度 財政援助団体監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 健康教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>補助対象経費について</p> <p>熊本市中学校体育部活動振興会(本部)の活動として、平成27年2月14日に研究協議会(部活動取組発表や講演会の開催等)が熊本交通センターホテルで開催され、その後、同ホテルで意見交換会(懇親会)が実施されていたが、その会費について、中学校運動部活動運営費補助金の補助対象経費となっていた。</p> <p>各中学校の運動部活動運営費と補助金の額から判断した場合、補助金の交付額の決定には影響は生じないものの、当該補助金が部活動への運営費補助金を交付することにより、学校体育の振興を図ることを目的としたものであることから、意見交換会の会費については、交付要綱に定める対象経費であるとは考え難く、補助対象外とすべきである。補助事務の中において、適正な審査に努められたい。</p>	<p>各小・中学校長宛に「熊本市立小中学校運動部活動運営費補助金について」を通知し、当該事業の実施にあたり下記事項に留意するよう各学校の後援団体長に通知するよう指示した。</p> <p>① 平成27年度から懇親会費(飲食代)は補助対象の経費として認められないこと、また、会議費については学校内の会議(理事会・役員交代の会議)の際の飲み物等の実費分(お茶代)までとするとともに、支出の内容について精査すること。</p> <p>② 今後、「熊本市立小中学校体育部活動振興会」主催の懇親会の会費については各学校の振興会費では負担しないこと。</p>	<p>平成28年 1月27日</p>

平成14年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

財政局 財務部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;花畑町別館における目的外使用許可について&gt;</p> <p>花畑町別館は、監査日現在16団体に対し、事務室として1,275㎡の建物の目的外使用を許可している。そして、約1,300万円の使用料は「非営利団体で公益を目的に業務をしているため。」という理由で全団体に減免をしており、23万円程の使用料しか徴収していない。一方で、庁舎執務室が手狭であるという理由により、市庁舎近辺のMビル1,842.84㎡を年間賃料約8,350万円（共益費含む。）、Sビル291.47㎡を年間賃料約1,230万円（共益費含む。）で賃借している。行政財産使用条例第4条第2項によると、「建物その他の物件を使用させる場合は、特別の理由がある場合を除くほか、5年をこえてはならない。」とされているものの、特別の理由は検討されずに長年、目的外使用されており、既得権化しているようである。施設が古く受電設備能力等の面から執務空間として適さない部分もあるのであろうが、公用財産として、有効利用を検討されたい。</p>	<p>花畑町別館については、老朽化に伴い「耐震補強」と「解体」の両面で検討してきたが、「解体」することで方針が決定した。入居団体についても平成27年度末までに移転を完了しており、平成28年度内に解体工事に着工する予定である。</p>	<p>平成28年3月31日</p>

平成16年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 保健衛生部 医療政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;主体的な契約書案の作成が必要と思われるものについて&gt;</p> <p>(ア) 契約書に、契約の相手方(受託者)が被った契約期間中の損害について、市(委託者)が、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」に準じて補償を行う旨の条項が記載されているのがみられた。</p> <p>契約の締結にあたっては、その内容を十分に検討されるとともに、他の類似する委託業務との公平性についても考慮されたい。</p> <p>(休日夜間急患診療業務)</p>	<p>指摘事項については、継続して協議を行ってきたが、当該業務は、休日夜間の救急診療業務を行うもので、市民の安全安心な生活を実現するために重要な役割を果たしているものである。また、継続的に実施するためには、診療に当たる開業医や大学病院勤務医等の多くの医師の確保が必要であることから、今後も当該業務の契約書には当該条項を記載することが不可欠であると考え。</p> <p>なお、他の類似する業務で当該事項が記載されたものについては、所管課で見直しを行った。</p>	<p>平成28年11月21日</p>

平成27年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

財政局 財務部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜安全運転管理者・整備管理者の選任について＞</p> <p>監査対象部署の中で、公用車を5台以上保有（リースを含む。）している課に、安全運転管理等の状況を調査した中で、安全運転管理者を選任していない部署がいくつか見受けられた（児童相談所、動物愛護センター、熊本城総合事務所）。</p> <p>安全運転管理者等の選任については、法令で定める台数以上の自動車の使用者は安全運転管理者等を選任しなければならないこととなっており、安全運転管理者等を対象とした講習の受講や運転者に対する交通安全教育を行わなければならないこととされている（道路交通法第74条の3）。</p> <p>安全運転管理者の選任をしていない上記の部署においては、速やかに選任の手続きを取る必要があり、公用車の台数を把握している管財課においては、その選任に関して適宜周知、指導及び助言を行われたい。</p> <p>一定台数以上のバス、大型トラック等を使用する自動車の使用者は、使用の本拠ごとに、整備管理者を選任しなければならないことになっている（道路運送車両法第50条第1項）。</p>	<p>安全運転管理者等の選任状況については、公用車保有課が安全運転管理者等及び副安全運転管理者を選任した後に当課に提出する名簿を確認することによって、選任漏れが発生しないよう徹底している。併せて、安全運転管理者等に関する講習を受講した後は講習受講後の終了証を当課に提出するよう求めている。車両台数の増減等による安全運転管理者等の選任漏れがないかは今後もチェックを行っていく。</p> <p>消防局管理課における自動車整備管理者については、平成28年度は資格取得により資格を有する職員を配置しており、陸運局へは選任の届出を行ったところ。</p> <p>今後も廃車、購入等車両の入替えにより台数の増減があるため、随時安全運転管理者、整備管理者の選任に漏れがないように確認を行う。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

<p>消防局管理課においては、特殊自動車等（特種用途自動車を含む。）を保有しており、平成 25 年度までは所属していた職員が整備管理者の資格を有していたため、九州運輸局への届出も済ませていたが、その選任された職員の異動により、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 箇年にわたって整備管理者が不在の状況となっている。</p> <p>安全運転管理者と同様に、早急に選任手続きをとる必要があり、管財課においては、公用車の所属、使用の本拠、種別等について把握し、法定の整備管理者等については、その選任に関する周知、助言等を行われない。</p>		
---	--	--

平成27年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

財政局 財務部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;公用車管理業務の統括的役割を担う部署の位置づけについて&gt;</p> <p>管財課の事務分掌の中では、「公用車の管理及び維持に関すること。」が規定されており、公用車管理における統括的な役割を担うことが期待されている。</p> <p>管財課においては、定期点検の実施などにおける各課の実施状況の把握や法令等に基づく管理者の選任漏れがないようチェックシート等を作成するなど、チェック体制を構築され、公用車管理業務についての統括的役割を担い、全庁的な管理体制を整備されたい。</p>	<p>平成28年度から公用車の法定6ヶ月点検及び12ヶ月点検については車検対象車と同様に掲示板にて周知を行い、その実施状況についても確認するよう改善した。</p> <p>また、安全運転管理者や自動車整備管理者の選任及び法定講習の受講、全庁的公用車事故防止講習会の主催なども含め、公用車管理について、全庁的、統括的な管理体制を行うよう改善した。</p>	<p>平成28年4月1日</p>